

○日本薬局方外医薬品規格第三部の一部改正について

(平成一一年一〇月七日)

(医薬発第一一八二号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

日本薬局方外医薬品規格第三部については、平成一一年三月二三日医薬発第三四三号厚生省医薬安全局長通知により定めたところであるが、今般、その一部を改正し、追加収載を行う溶出試験を(別添一)としてとりまとめたので、貴管下関係業者に対し周知方ご配慮願いたい。

なお、塩酸エペリゾン顆粒溶出試験については、(別添二)のとおり差し替えるので、併せてご留意願いたい。

(別添一)略

(別添二)略